

イギリス領アメリカ植民地における奴隸法（ 2 ）

青柳 かおり

Slave Law in British Colonial America (2)

AOYAGI, Kaori

大分大学教育学部研究紀要 第41巻第1号

2019年9月 別刷

Reprinted From

RESEARCH BULLETIN OF THE

FACULTY OF EDUCATION

OITA UNIVERSITY

Vol. 41, No. 1, September 2019

OITA, JAPAN

イギリス領アメリカ植民地における奴隸法（2）

青 柳 か お り*

【要 旨】 17世紀後半、イギリス領アメリカ植民地、特に南部や西インド諸島ではタバコ・砂糖プランテーションで労働させるため、アフリカ系の奴隷が大量に輸入されるようになった。各植民地において奴隷制が確立されるとともに、奴隷の統治に関する法律が制定された。一方、18世紀初頭から、イングランド国教会の布教組織「海外福音伝道協会」がアメリカ植民地の異教徒への布教活動を開始し、奴隷への教育も行われた。しかし、主人からの反対が強く、奴隷に読み書きを教えることを法律で禁止する植民地もあったと言われている。本稿では、ヴァージニア、メリーランド、ノースカロライナ、ニューヨーク植民地を取り上げ、奴隷に対する刑罰や禁止事項はどのようなものがあつたのかを法令集を用いて調査する。各植民地の法律の内容を比較し、奴隷の置かれた状況を明らかにしたい。さらに、読み書き、キリスト教教育、布教に影響を与えたと思われる条項を明らかにする。

【キーワード】 イギリス領アメリカ植民地 奴隷 奴隷法 教育 キリスト教徒

はじめに

前回（1）¹⁾ではバルバドス、ジャマイカ、サウスカロライナ、ジョージア各植民地の奴隷法を取り上げた。本稿では南部の重要な植民地ヴァージニア、メリーランド、ノースカロライナ各植民地、さらに北部のニューヨーク植民地の複数の奴隷法について検討する。北部では奴隷制は発達しなかったが、ニューヨークは貿易が盛んで奴隷人口も多く、海外福音伝道協会(the Society for the Propagation of the Gospel in Foreign Parts, 以下 SPG と略記)の布教が活発であった²⁾。

本稿では、様々な奴隷法を通して奴隷の置かれた状況を解明する。また、奴隷のキリスト教化に影響を与えた法律としてはどのようなものがあるのか、各植民地の奴隷法の内容を通して明らかにしたい。一般的に奴隷法は奴隷の犯罪に対して厳格であり、死刑やむち打ち等の体罰が定められていた。また、一部の法律では奴隷身分を固定しようとする条項が見られた。例え

令和元年 4 月 19 日受理

*あおやぎ・かおり 大分大学教育学部社会認識教育講座（西洋史）

ば、母親が奴隷であれば子供も奴隷の身分であることを定める条項や、洗礼を受けても奴隷は自由になれないことを明確にする条項が含まれていたのである。当時、イギリス人の間では、洗礼を受けてキリスト教徒になった奴隷は自由になれるという概念があった。様々なキリスト教団体が異教徒の奴隷を改宗させるために宣教師を植民地に派遣していたが、布教活動を行うためには奴隷の主人からの許可が必要であった。奴隷が洗礼を受けても自由にはなれない、奴隷がキリスト教徒になっても奴隷身分は変わらないという法律は、奴隷解放に反対する主人たちを説得して布教活動を行うために必要であった。

1630年代～1670年代の間にヴァージニア、バルバドス、メリーランドにおいて次々とそのような法律が起草された。その法律は、これらの植民地の最初の三十年間、奴隷の地位を特徴づけていた法的・社会的あいまいさを取り除き、宗教的な法律の抜け穴を防ごうとするものであった。そのあいまいさによって少数のアフリカ人が自由を得ようとしていた。イングランドのコモンローはキリスト教徒を奴隷にすることを禁止していたため、何人かのアフリカ系奴隷は洗礼を受けることで自由を要求したり、認められたりしていたのである。実際に解放された人々は少ないが、プランターが支配的な社会において明確な自由黒人となったという³⁾。このように17世紀後半に改宗した奴隷が解放される前例はあったが、法律が整備されると、彼らの自由は法的に認められなくなったのである。

ヴァージニア、メリーランド、ノースカロライナ、ニューヨーク各植民地について、前回と同様に一次史料として各植民地の法令集を使用し⁴⁾、植民地時代の奴隷法の中から奴隷の刑罰、待遇、キリスト教布教に関わる条項を中心に検討していく。

I ヴァージニア、メリーランド

ここでは、奴隷制が発達した代表的な南部植民地のヴァージニアとメリーランドの奴隷法について検討していきたい。一般的にアメリカ植民地では、ピューリタン系非国教徒教会の勢力が強く、イングランド国教会は弱体であった。しかし、ヴァージニアとメリーランドにおいては現地の富裕なプランターを中心に、教区が国教会聖職者を雇用して財政的に支援しており、国教会が優位であった。現地の住民から本国の国教会へ支援の要請はなく、SPGはヴァージニアとメリーランドには宣教師を派遣していなかった。そのため、SPGにとって重要性は低いのであるが、両植民地は17世紀から奴隷制を定着させていた先駆的な植民地である。

まず、ヴァージニアの初期の奴隷法から重要と思われる項目を抜粋して紹介したい。18世紀半ば以降も、それらの法律と類似した法律が制定される。なお、奉公人に関する法律は今回は取り上げていない。

● 1662年 chapter 12 黒人女性の子供は母親の身分に従って奉仕するという法律 (Negro womens children to serve according to the condition of the mother)

これは奴隷の身分に関する法律で、黒人女性の子供が奴隷か自由人になるかは母親の身分に従って決定されるという内容である。

● 1667年 chapter 3 奴隷の洗礼は彼らを奴隷身分から免除しないことを宣言する法律 (An act declaring that baptisme of slaves doth not exempt them from bondage)

これは洗礼を受けてキリスト教徒になっても、奴隸は自由になれないことを明確にしようという法律である。すでに述べたように、当時のイギリス人の一般的な概念では、洗礼を受けた者は自由になれる、キリスト教徒はキリスト教徒を奴隸にすることは出来ないと考えられていた。洗礼を受けた奴隸が自由になることは可能で、実際に自由黒人になった者もいた。しかし、奴隸の主人の間では、奴隸が自由になることを恐れて洗礼に反対する者が多く、奴隸への布教活動は妨げられていた。この法律が制定されたため、主人の不安が抑えられて、布教を進めやすくなったと考えられる。

植民地で生まれた子供の身分は母親の身分に従うこと、洗礼を受けても奴隸は自由になれないこと、これらの項目は様々な植民地の奴隸法において多数の条項の中の一部として含まれることが多い。しかし、ヴァージニアではそれぞれ単独の法律が存在し、しかも初期の段階で規定されていた。

● 1680 年 chapter 10 黒人の暴動を防ぐための法律 (An act for preventing Negroes Insurrections)

・非常に多くの黒人奴隸が祝祭や埋葬を口実に集会を開いていることは、危険な結果になる。将来、これを防ぐために以下のように制定する。黒人とそのほかの奴隸は主人の許可なく武器を持たないこと。違反すると治安官(constable)によって背中に 20 回むち打ちを受ける。キリスト教徒に手を上げたら背中に 30 回むち打ちを受ける。黒人とそのほかの奴隸が主人に奉仕せず、住民を欺き危害を加え、捕らえられるのを拒否したら殺害される。

● 1691 年 chapter 16 戸外に野宿する奴隸を抑制するための法律 (An act for suppressing outlying slaves)

・黒人、ムラート、そのほかの奴隸が何回も違法に、主人や女主人への奉仕をせずに人目につかない場所に隠れて豚を殺し、住民への犯罪を行ってきた。そのような奴隸を郡保安官(Sheriff)が逮捕すること、彼らが抵抗したり逃げたりした場合には、殺害することは合法である。
・殺害された奴隸の主人への補償がなされる。
・イングランドやそのほかの白人の男女が、奴隸であれ自由人であれ、黒人、ムラート、インディアンと結婚したら、永久に追放される。

● 1705 年 chapter 23 この領土の黒人、ムラート、インディアンの奴隸を物的財産と宣言する法律 (An act declaring the Negro, Mulatto, and Indian slaves within this dominion, to be real estate)

・すべての黒人、ムラート、インディアンの奴隸はこの領土内で動産(chattels)ではなく、物的財産(real estate)であると考えられる。そして、その人物の相続人と未亡人は土地の相続の慣習に従って、それらを無条件相続財産(fee simple)として相続する。

● 1705 年 chapter 49 奉公人と奴隸に関する法律 (An act concerning servants and slaves) (全 41 条。奉公人ではなく奴隸に関する条項の一部を抜粋した。)

第 6 条 この植民地へ輸入され運ばれて来た、彼らの国でキリスト教徒ではなかったすべての奉公人 (女王陛下と友好関係にあるトルコ人、ムーア人、イングランドやそのほかの国で自由

人であったと証明できる者は除く)は奴隷である。そして、ここへ運ばれ売却された者が、後にキリスト教徒に改宗したとしても奴隷である。

第 25 条 逃亡者は[奴隷も奉公人も]⁹⁾ 39 回むち打ちを受ける。

第 34 条 奴隷が主人や所有者、彼らの階層の人々に抵抗した場合、奴隷を罰している時に死にいたらしめてしまったとしても重罪にはならない。黒人、ムラート、インディアンは奴隷であれ自由人であれ、いかなる時も、黒人、ムラート、インディアンではないキリスト教徒に手を上げたら、背中に 30 回むち打ちを受ける。

第 35 条 奴隷は銃、剣、棍棒で武装してはならない。また、プランテーションから許可証明書(certificate of leave)なしで外出することは出来ない。違反した奴隷は彼らの主人、女主人、監督者によって背中に 20 回むち打ちを受ける。

第 36 条 奴隷の洗礼は彼らを奴隷身分から免除することはない。すべての子供は彼らの母親の身分、そして、この法律の個々の指示にしたがって奴隷または自由になる⁹⁾。

第 37 条 奴隷が何回も逃亡して戸外で野宿し、低湿地や森やそのほかの場所に隠れて家畜を殺し、この植民地の住人に危害を加えている。そのような奴隷は殺害される。

次にメリーランドの四つの奴隷法の中から、重要と思われる条文を紹介したい。

● 1715 年 chapter 44 奉公人と奴隷に関する法律 (An Act relating to Servants and Slaves) (全 35 条)

第 23 条 すべての黒人やそのほかの奴隷、彼らの今後生まれるすべての子供は生涯、奴隷である。

第 24 条 洗礼を受けても奴隷は自由にならない。

第 33 条 黒人やそのほかの奴隷は許可なく銃やそのほかの武器を持つてはならない。武器を持った場合は没収し、むち打ちを科す。

● 1723 年 chapter 15 黒人とそのほかの奴隷の騒々しい集会とほかの不正を防ぐための法律 (An Act to prevent the tumultuous Meetings, and other Irregularities of Negroes and other Slaves) (条項番号は記載されていない。)

非常に多数の黒人とそのほかの奴隷が安息日と祝日に集会を行い、彼ら自身の馬や家畜、豚を飼育している。

・すべての奴隷がそのような集会を開いたら、治安官は奴隷の背中をそれぞれ 39 回むち打ちする。

・白人をたたいた奴隷は耳を切られる。

・プランテーションの所有者は、見知らぬ奴隷を発見したら彼らの所有者のもとへ帰すこと。奴隷がそれを拒否したら 39 回を超えないむち打ちをすること。

・奴隷が森に隠れて人々の家畜や豚を殺したら、そのような戸外で野宿をしている奴隷を撃ち殺すことは合法である。

● 1729 年 chapter 4 黒人とそのほかの奴隷をより効果的に罰し、ある犯罪者から聖職裁判特権を奪うための法律 (An Act for the more effectual Punishing of Negroes and other Slaves;

and for taking away the Benefit of clergy from certain Offenders)

・黒人とそのほかの奴隷が軽反逆罪、殺人、家を燃やすといった罪を犯したら、右手を切断し絞首刑とする。首を切断し、体を四裂きにし、首と四裂き死体をそのような犯行が行われた地域の公的な場所に置く。

・奴隷が店に押し入って商品を盗んだら、聖職裁判特権なしで死刑になる。

● 1751年 chapter 14 黒人とそのほかの奴隷をより効果的に罰し、ある犯罪者から聖職裁判特権を奪うための法律。そして、黒人とそのほかの奴隷の騒々しい集会とほかの不正を防ぐための法律と題された法律を補足し、奴隷を審問する手法を指導するための法律（An Act for the more effectual Punishing of Negroes and other Slaves; and for taking away the Benefit of clergy from certain Offenders; and a Supplementary Act to an Act, entitled, An Act to prevent the tumultuous Meetings, and other Irregularities of Negroes and other Slaves, and directing the Manner of Trying Slaves)

前文

奴隷を罰するために実施されている法律は、彼らが非常に大きい犯罪と無秩序を引き起こすことを防ぐには十分ではなかった。適切な隷属状態と秩序に彼らを留めるために、そして、これまで制定された法律によって規定された方法よりも迅速に、彼らを正義へ導くための方法をとるために、さらなる条項が必要である。

・黒人とそのほかの奴隷が、殺人、白人女性への乱暴、家を燃やすといった罪を犯したら、聖職裁判特権なしの重罪となる。

・奴隷が穀物、タバコ、商品を保管した倉庫を燃やしたら、聖職裁判特権なしの重罪となる。

・重罪となった奴隷は死刑になる。

・偽証をした奴隷は耳そぎの上、39回背中にむち打ちを受ける。

・奴隷が夜、外をうろついたり、昼間に許可なく馬に乗ったり、逃亡したりしたら、むち打ちの上、頬に R の文字で焼印を押される。

メリーランドでは、子供の身分は母親の身分に従うこと、洗礼を受けても奴隷は自由になれないこと、逃亡、放火、窃盗、反乱等の犯罪に対する刑罰など、ほかの植民地で制定された従来の奴隷法とほぼ同様の規定が定められていた。なお、ヴァージニア、メリーランドの奴隷法は両方とも奴隷を保護する条項は含まれていなかった。

II ノースカロライナ、ニューヨーク

次に18世紀におけるノースカロライナの奴隷法を見ていきたい。カロライナ植民地は1663年に建設され、1712年に南部と北部に分かれた。筆者は、1715年から1752年までのノースカロライナの法律を収録した法令集を参照したが、1741年の奴隷法のみを確認出来た。この法律は全58条で、第1条～第22条が奉公人、第23条～第56条が奴隷についての条項であった。

● 1741年 chapter 24 奉公人と奴隷に関する法律（An Act concerning Servants and Slaves)

第 1 条 この植民地に輸入されたキリスト教徒は、彼や彼女を輸入した者が年季奉公契約書や合意書を発行しなければ奉公人にはならない。

第 33 条 逃亡し、捕らえられた黒人は鉄の首輪を首につけられる。

第 34 条 逃亡すると 39 回を超えないむち打ちを受ける。

第 40 条 奴隷は銃、剣、その他の武器で武装してはならない。森で銃を使って狩猟することもできない。そうすると、治安官から背中に 20 回むち打ちを受ける。

第 41 条 一つのプランテーションにつき一人の奴隷だけが、例外的に森で獲物を銃で狩ることができる。

第 42 条 そのような奴隷は主人か所有者の証明書を携帯する。

第 43 条 奴隷はプランテーションや奴隷が住んでいる土地から、許可証明書なしで外出することは出来ない。ただし、仕着せを着た黒人は除外される。

第 44 条 奴隷は家畜を飼育してはならない。

第 45 条 何度も逃亡する、低湿地や森などに隠れて家畜を殺すという犯罪を行えば、奴隷は法律の保護の外に置かれる。

第 46 条 [法律の保護の外に置かれた]すべての奴隷はこの法律を履行することによって、殺害または死刑となる。そのような奴隷の主人や所有者には公的に[奴隷を購入した金額が]支払われる。

第 47 条 三人以上の黒人やそのほかの奴隷が反乱について相談したり、殺人計画を立てたりした場合、それは重罪でありそのような奴隷は死刑になる。

第 50 条 キリスト教徒ではない黒人、ムラート、インディアンは奴隷であっても自由人であっても、裁判で偽証すると両方の耳を切り落され、39 回むち打ちを受ける。

第 56 条 称賛に値する奉仕をしなければ、奴隷は自由にはなれない。

このノースカロライナの奴隷法の一部の内容は、ヴァージニアとメリーランドの法律の影響を受けたと思われる。1691 年のヴァージニアの法律では奴隷が豚を殺すと死刑になる条項、1705 年のヴァージニアと 1723 年のメリーランドでは奴隷が森で家畜を殺すと死刑になる条項があるが、ノースカロライナの奴隷法でも同様に森で家畜を殺すと死刑になる。一方、ヴァージニアとメリーランドにはないノースカロライナに独特の条項も見られた。例えば、第 56 条「称賛に値する奉仕をしなければ、奴隷は自由にはなれない」という条項は、奴隷が特別な貢献をすれば自由になることを示しており、奴隷の自由に関及した数少ない例である。似たような内容としては、すでに 1712 年のサウスカロライナの奴隷法第 1 条で、奴隷が特別な功績があると総督と評議会に認められれば自由になる、という例があった。奴隷は洗札を受けても自由になれないが、特別な功績があれば自由になれる可能性を示したものはこの二つの奴隷法だけであった。ただ、両方とも、どのようなことをすれば奴隷が自由になれるのかは不明である。

最後にニューヨーク植民地の奴隷法を検討するが、その前に、同時代の史料を用いて、18 世紀初期のニューヨークの黒人奴隷の状況や SPG の布教の様子を紹介したい。ニューヨークは北部の植民地⁸⁾であったが、貿易が盛んで奴隷人口が高かった。多数の奴隷をタバコ・砂糖のプランテーションで労働させた南部と異なり、家内奴隷や農作業を行う者が多かった。また、SPG が奴隷のために学校を建設するなど、特に熱心に奴隷への布教を行っていた重要な植民地である。

SPG 事務局長の司祭デヴィッド・ハンフリーズ(David Humphreys)の著作『1728年までの海外福音伝道協会の設立、議事録、ブリテン植民地における宣教師の成功を含む、協会の歴史に基づく報告』(1730年)によれば、18世紀初期のニューヨークの奴隸の状況は以下のようであった。

SPG は植民地において、何千人ものすべての年齢の男女の黒人奴隸に布教してきた。彼らの多くは教育を受けることが出来た。ギニアから連れて来られた成人も日常の問題を十分理解するほど、すぐに英語を学んだ。黒人の両親の子供は完全に英語で育てられた。協会[SPG]は黒人の教育と改宗を彼らの関心の主要な部門とみていた⁹⁾。

1704年、彼ら[宣教師]はニューヨークに奴隸のための教理問答学校を開校した。ニューヨーク市には約1500人の[黒人]奴隸と先住民の奴隸がいて、彼らの主人の多くは彼らをキリスト教徒にすることに賛成していた。このような例によって、協会はほかの善良な人々の間にも熱意が起こることを希望していた。そして、黒人の教育のための学校を設立して、彼らに指定された時間に教える教理問答師を雇用しようとして、まだ成し遂げることが出来ていないこの仕事を続けようとした。植民地の立法府は、法律によってすべての奴隸に彼らの教育に参加するよう義務を負わせるであろう¹⁰⁾。

この仕事を前進させようと協会が考えていた時に、彼らによる奴隸の教育の促進を大いに妨げるような悲惨な出来事が起きた。1712年、非常に多くのカルマンティーとパッパの黒人が、自由を得るためにすべてのイングランド人を滅ぼそうとする陰謀を企てたのである。彼らの陰謀は秘密にされていたので、まさにそれが実行されるまで疑いは見られなかった。しかしながら、その陰謀は神の摂理によって幸いにも打ち負かされた。その陰謀はこのようであった。四月の日曜日の夜、黒人がヨークシティのある家に火をつけた。町に火事の警報が鳴り、すべての場所から人々が駆けつけてきた。陰謀者たちは多くの通りや小道で、火事に向かって走ってきた人々を撃ったり刺したりしようとした。・・・[反乱は鎮圧されたが、]8人が殺され12人がけがをした。[奴隸の]何人かは自殺したが18人は捕らえられて処刑された¹¹⁾。

以下、当時のニューヨークの奴隸法について述べていく。

● 1702年11月27日可決。 chapter 123 奴隸を支配するための法律 (An Act for Regulating Slaves)

- ・ 奴隸の主人、女主人は彼ら自身の奴隸の犯罪や違反に対して、彼らの裁量で奴隸の生命や手足にまで及ばない範囲で合法的に罰することができる。
- ・ ニューヨーク市、オールバニ、この植民地内のそのほかの街で奴隸の人数が毎日増加している。逃亡を共謀する者もいる。今後、三人を超える奴隸が一緒に集まることを違法とする。ただし、彼らの主人、女主人の利益のために奴隸としての目的で集まる場合、主人、女主人の同意がある場合を除く。違反すると背中に40回を超えないむち打ちを受ける。
- ・ 自由人やキリスト教徒の女性を侮辱したりたたいたりした奴隸は、14日間を超えない投獄および生命や手足に及ばない体罰を受ける。
- ・ 他人の奴隸を盗んだ人は、その奴隸の金額を主人、女主人に支払う。

・奴隷が5ポンド未満の物を盗んだり、侵害、破損した場合は弁償し、体罰を受ける。

● 1706年10月21日可決。 chapter 160 黒人、インディアン、ムラートの奴隷に洗礼を行うことを促進するための法律 (An Act to Encouraging the Baptizing of Negro, Indian and Mullato Slaves)

・女王陛下の善良な臣民とこの植民地の住民は、彼らに属している黒人、インディアン、ムラートの奴隷が洗礼を施されるべきであると希望してきた。しかし、それはこの植民地で広まった根拠のない意見によって妨げられている。つまり、そのような黒人、インディアン、ムラートの奴隷に洗礼を行うことによって、彼らは自由になるべきである、自由な状態に置かれるべきであるという意見である。今後も同様のことについて起きる、すべてのそのような疑いと疑念を終わらせるために、総督(Governor)、評議会(Council)、議会(Assembly)によって、以下のように制定する。黒人、インディアン、ムラートの奴隷に洗礼を施すことは、彼らを自由の状態にするいかなる原因、理由にはならない。

・すべての黒人、インディアン、ムラート、メスティーソから生まれた、黒人、インディアン、ムラート、メスティーソの庶子は、母親の身分に従い奴隷(a Slave & Slaves)であると判断される。

この法律は奴隷の洗礼を促進させるために制定された法律であり、意義がある。しかし、内容は奴隷の洗礼を促進するというよりも、たとえ洗礼を受けても奴隷は自由にはなれず、子供は母親の身分に従って奴隷とされるという内容である。

● 1712年12月10日可決。 chapter 250 黒人とそのほかの奴隷の共謀と暴動を防ぎ、抑制し、罰するための法律 (An Act for Preventing, Suppressing and Punishing the Conspiracy and Insurrection of Negroes and other Slaves)

この法律は1702年の奴隷を支配するための法律とほぼ同内容であるが、以下の条項が追加された。

・すべての黒人、インディアン、そのほかの奴隷が、奴隷ではなく女王陛下の臣民[イギリス人]を殺害したり、殺害を試みた場合、家や納屋を故意に燃やした場合、奴隷ではなく女王陛下の臣民に手足の切断や身体障害を与えた場合、この植民地内の黒人、インディアン、ムラートの奴隷を故意に殺害した場合、死刑になる。

この条項は、奴隷がイギリス人や奴隷を殺害したり、家などに放火したりした場合、つまり重罪を犯した場合は死刑になるというものである。1712年に奴隷反乱が起きて白人が殺害されたため、1702年の法律よりも厳しい条項が追加されたと考えられる。

III イギリス領アメリカ植民地における奴隷法についての考察

本論文(1)、(2)において、バルバドス、ジャマイカ、サウスカロライナ、ジョージア、ヴァージニア、メリーランド、ノースカロライナ、ニューヨーク各植民地の奴隷法を取り上げて、内容を説明してきた。これらの様々な奴隷法の中で、複数回言及される主要な項目があっ

た。ここではその主な項目と、それらを含んでいる法律を制定した植民地名と制定年をまとめた。

各植民地名は次のように略記する。バルバドス B, ジャマイカ J, サウスカロライナ SC, ジョージア G, ヴァージニア V, メリーランド M, ノースカロライナ NC, ニューヨーク NY

< 奴隷の取り締まり, 刑罰に関する項目 >

- 1) 奴隷の逃亡を禁止する。SC1690, 1712, G 1770, V 1705, M 1751, NY 1741
- 2) 奴隷が通行証を所持せずに外出することを禁止する。B 1688, J 1696, SC 1690, 1712, 1740, G 1755, 1765, V 1705, NC 1741
- 3) 奴隷が集会を開くことを禁止する。SC 1740, G 1765, 1770, V 1662, M 1723, NY 1702
- 4) 奴隷が反乱を起こす, または準備することを禁止する。B 1688, SC 1712, 1740, NC 1741
- 5) 奴隷が重罪(殺人, 窃盗, 放火)を犯した場合の刑罰を定める。B 1688, J 1696, SC 1690, 1712, 1740, G 1755, 1765, M 1723, 1751, NY 1712 (SC 1740, G 1755, 1765 では逃亡も重罪としている)
- 6) 奴隷が白人を攻撃することを禁止する。B 1688, J 1696, SC 1690, 1712, G 1765, V 1705, M 1715, NY 1702
- 7) 主人たちは奴隷が家に武器を所有しているか調査する。B 1688, J 1696, SC 1690, 1712, 1740, V 1705, M 1715

奴隷法の内容は多岐にわたるが, 奴隷の犯罪や刑罰に関する項目が多く, 概して奴隷が逃亡したり, 白人に対して攻撃したり, 反乱を起こしたりすることを防止することに重点が置かれていたことが分かる。しかし, 以下のように奴隷を保護する内容を含む奴隷法もみられた。

< 奴隷の保護に関する項目 >

- 1) 奴隷は年に一度, 衣服を与えられる。J 1696, SC 1690, 1740, G 1755
- 2) 奴隷を故意に殺害したり体罰を与えた者への刑罰, 罰金を定める。J 1696, SC 1690, 1740, G 1755, 1765, 1770
- 3) 一部の奴隷に 1 エーカーの土地を与える。J 1696
- 4) 主人は奴隷にキリスト教教育を行い, 洗礼を受けられるように努力する。J 1696
- 5) 土曜日や日曜日に休暇を与える。SC 1690, 1740, G 1755, 1765, 1770
- 6) 一日の労働時間を 14~16 時間に制限する。SC 1740, G 1755
- 7) 奴隷は資格証明書があれば銃を使って狩猟を許可される。G 1755, 1765, 1770, NC 1741
- 8) 奴隷は功績があると認められると自由になれる。SC 1712, NC 1741

< 奴隷の身分に関する項目 >

- 1) 植民地で生まれた子供が奴隷になるか自由になるかは, 母親の身分に従って決まる。SC 1712, G 1755, 1765, 1770, V 1662, 1705, M 1715, NY 1706
 - 2) 奴隷が洗礼を受けても自由にはなれない。J 1696, SC 1690, 1712, V 1667, 1705, NY 1706
- 多くの奴隷法において強調され重要だと思われる条項は, 奴隷の身分は固定されているというものであろう。これらの条項によって, たとえ父親が自由白人であっても, 母親が奴隷であれば子供は母親の身分に従って奴隷にされたのであった。奴隷制社会を強固に維持しながら,

キリスト教を広めるためには、奴隷身分は固定されていることを明文化する必要があったのであろう。植民地およびイギリス本国において、奴隷が洗礼を受ければ自由になれるのか、という問題はあいまいにされてきた¹²⁾。異教徒を奴隷にするのとは違い、同じキリスト教徒を奴隷にしておくことに良心の呵責を感じる主人もいたであろう。そのため、聖職者や宣教師が奴隷に布教をして、キリスト教徒に改宗させることに反対する主人が多かったのである。

主人にとって自分で購入した奴隷は財産であり、自由にすることは大きな損失であった。さらに聖書では奴隷制は認められているため、奴隷制は正当化され、奴隷を自由にするには反対意見も強かった。しかし、異教徒に布教することはキリスト教徒の務めであり、宣教師たちは奴隷への布教を成し遂げなければならなかった。このような法律によって、布教団体の宣教師も主人に対して奴隷への布教の許可を求めやすくなったと考えられる。

さて、奴隷のキリスト教教育に関わる事柄として、イギリス領植民地時代に、奴隷に読み書きを教えることを禁止する条項が入っていた奴隷法を挙げたい。SPG は奴隷にキリスト教の布教を行う際に、単に儀式を行うだけではなく、聖書や教理問答を理解させるといったキリスト教教育を行うことに重点を置いていた。奴隷に布教するためには、まず彼らに英語を理解させなければならない。しかし、白人の間では奴隷に教育は必要ないという風潮が強かった。植民地において、英語教育を禁止するような法律はあったのであろうか。

奴隷の読み書き教育に関して、確認出来た条項をまとめると以下のようである。

サウスカロライナ、1740年、第45条 書き方を教えると100ポンドの罰金

ジョージア、1755年、第39条 書き方を教えると15ポンドの罰金

ジョージア、1765年、第46条 書き方を教えると20ポンドの罰金

ジョージア、1770年、第39条 書き方、または読み方を教えると20ポンドの罰金

同時代人のアメリカ植民地のプランター、ウィリアム・ノックス (William Knox) の著作 (1768年) では、「植民地の法律は一般的に黒人に書くことを教えることを禁止している」と述べている¹³⁾。しかし、そのような法律はサウスカロライナとジョージアの奴隷法のみであり、一般的ではなかったと思われる。この二つの植民地以外では確認出来ず、全体として奴隷に書き方を教えることは、法律上は禁止されていなかったのである。ただ、法的に禁止されていなくても、奴隷に英語の書き方まで教えるケースはほとんどなかったために、禁止する法律を制定する必要もなかったのかもしれない。

一般的に初等教育においては読み書き算術を教えるが、当時の学校では読み方は教えても、書き方や算術までは、特に女子には教えないことがあった。読み方と書き方ははっきりと区別されており、書くことは白人男性の特権であり、算術は商業に必要なものであった。聖書を読むために読み方は教えなければならないが、書き方、算術はキリスト教教育に関係がないため必ずしも生徒に教える必要はなかった¹⁴⁾。また、もし奴隷が英語を書けると、通行証を偽造して逃亡する恐れもあったであろう。

キリスト教教育においては、書く能力よりも読む能力の方が必要であった。キリスト教徒にとって聖書を自分で読むことが重要であり、実際、教師が学校で奴隷にもテキストを用いて英語の読み方を教えることはあった。イギリス本国の国教会聖職者や SPG も、奴隷に読み方を教えるように説いていた¹⁵⁾。ただし、聖書や教理問答の読み聞かせといった口頭だけの教育も多かったようである。プランターの間では奴隷に読み方まで教える必要はない、読めるようになると知識を得て傲慢になるという意見もあった¹⁶⁾。たしかに、キリスト教は口頭のみで教育

することも可能であった。例えば、奴隸に口頭で聖書や教理問答を教えて暗唱させる方式である。しかし、キリスト教徒にとって聖書を読むことは最も重要であり、SPGも異教徒に読み方を教えることを推奨した。植民地において、奴隸に書き方を教えることを禁止するだけであれば、まだ布教活動への影響は少なかった。文字を書くことは聖書理解に必須ではないからである。しかし、読むことを禁止すれば聖書をよりよく理解する事が困難になるため、読み方を奴隸に教えることまで禁止した1770年のジョージアの法律は最も厳格といえる¹⁷⁾。

おわりに

17世紀後半から18世紀前半におけるヴァージニア、メリーランド、ノースカロライナ、ニューヨーク各植民地の奴隸法について検討してきた。前回のバルバドス、ジャマイカ、サウスカロライナ、ジョージア各植民地の奴隸法と総合して、イギリス領アメリカ植民地における奴隸法の特徴をまとめたい。全体的に奴隸を取り締まるための刑罰が定められており、奴隸の置かれていた厳しい状況がうかがえる。通行証の所持や逃亡奴隸への体罰など逃亡を防ぐ内容が多かった。また、集会、反乱、白人への攻撃、武器を隠し持つことを禁止するなど、奴隸反乱を抑制する条項も多い。そのほか、殺人、窃盗、放火といった犯罪を行うと死刑になるという厳しい条項もあった。刑罰ではないが、奴隸身分の変更を認めず固定しようという法律もみられた。一方で残酷な主人や白人から奴隸を保護するため、奴隸に衣服や休暇を与える条項、故意に奴隸を殺害したり体罰を加えたりすることを禁止する条項も、少数であるが存在していた。

キリスト教布教に関わる条項としては、1696年のジャマイカにおいて、主人は奴隸にキリスト教教育を行い、洗礼を受けられるように努力するという法律が定められた。実際にそのような努力が、植民地政府や主人らによって推進されたかは疑問であるが、法的に奴隸への洗礼が推奨されたことは重要である。奴隸の読み書き能力については、1740年のサウスカロライナ、1755年と1765年のジョージアの奴隸法において、奴隸に書き方を教えることを禁止し、違反した者に罰金を科した。最も厳しいものが1770年のジョージアの法律であり、書き方のみならず読み方を教えることの両方を禁止した。植民地時代にこの二つの植民地以外では、法的には奴隸に読み書きを教えることはほとんど禁止されていなかったと言える。ただし、実際に彼らに読み書きを教えたり、学校へ行くことを許可する主人は少なかったであろう。このような状況においても、SPGは様々な植民地で学校を建設していた。今後はSPG宣教師の具体的な活動内容を中心に、奴隸や貧しい白人のための教育について研究したい。

注

- 1) 拙稿「イギリス領アメリカ植民地における奴隸法（1）」（2019年）。
- 2) プランテーションと結びつかなかった北部植民地では、奴隸制は発達しなかった。奴隸は家内奴隸や農作業に従事していたと考えられる。（樫，5頁。）
- 3) Sensbach, p. 200. この論文では、ヴァージニア、バルバドス、メリーランドの何年、何号の法律を指すのか具体的に述べられていない。概して、どの植民地の何年の奴隸法なのか正確に書かれていない研究が多い。
- 4) 法令集はすべて参考文献に挙げた。

- 5) []は青柳の補いである。
- 6) 第 36 条は 1667 年と 1662 年の法律を繰り返して強調している。原文は以下の通りである。That baptism of slaves doth not exempt them from bondage: and that all children shall be bond or free, according to the condition of their mother, and the particular direction of this act.
- 7) 本稿では奴隷を保護する条項にはアンダーラインを引いている。第 56 条は奴隷を保護する内容とは言えないかもしれないが、奴隷が自由になる可能性を示しており奴隷に対して寛容な条項であるため、保護の側面があると考えた。
- 8) 北部や中部にはニューヨーク以外に、コネティカット、マサチューセッツ、ロードアイランド、デラウェア、ペンシルヴェニア、ニューハンプシャ、ニュージャージー植民地があり、奴隷も存在していたと考えられるが、これらの植民地で奴隷制は発達せず、先行研究においても奴隷法の例として挙がることはない。本稿でもこれらの植民地については言及しない。
- 9) Humphreys, p. 232.
- 10) Humphreys, p. 236. 法令集ではそのような奴隷法や条項は確認出来なかった。
- 11) Humphreys, p. 240.
- 12) キリスト教徒になった奴隷は自由になれるのかという点は、当時ははっきりしていなかった。例えば、聖書のコリントの信徒への手紙一、第 7 章第 21 節 Art thou called being a servant? Care not for it: but if thou mayest be made be free, use it rather の解釈をめぐる、同時代のイギリス人の間で意見が対立していた。また、現在も研究者の間で見解は一致していないようである。「召されたとき奴隷であった人も、そのことを気にしてはいけません。たとえ自由の身になることができるとしても、むしろそのままでいなさい」という奴隷説、「もし自由になれる機会があるなら、自由になりなさい」という自由説、どちらにも取れるからである。詳細は拙稿、2014 年、21 頁を参照。
- 13) Knox, p. 32.
- 14) Monaghan, pp. 311-317; Bly, 2013, p. 6.
- 15) Porteus, 1788, p. 8 ; Porteus, 1808, pp. 19-21.
- 16) Knox, p. 33.
- 17) サウスカロライナとジョージアの読み書きに関する条項について、モナハンの研究は有益であった。しかし、サウスカロライナの 1740 年の奴隷法においては、黒人は読み書きを学ぶこと (learning how to read and write) を禁止されたとか、読み書き能力を教えること (teaching literacy) を禁止したと述べているが、実際は書き方を教えることのみを禁止しており、読み書き両方を禁止したという点は正確ではない。そのほか、モナハンがジョージアで 1758 年の法律においても奴隷に書き方を教えることは禁止されたとしているが、法令集において 1758 年の奴隷法は確認できなかった。(Monaghan, pp. 316-317.)

参考文献

法令集

Candler, Allen D. ed., *The Colonial Records of the State of Georgia, Statutes Enacted by the Royal Legislature of Georgia from Its First Session in 1754-1768*, vols. 18, 19, Atlanta: Chas P. Byrd, 1910.

Henning, William Waller ed., *The Statutes at Large: Being a Collection of All the Laws of Virginia, from the First Session of the Legislature, in the year 1619*, 2nd ed., 13 vols., Richmond: Franklin Press, 1819-1823.

Lincoln, Charles Zebina, William H. Johnson, and A. Judd Northrup eds., *The Colonial Laws of New York from the Year 1664 to the Revolution*, 5 vols., vol. 1(1664-1719), Albany: James B.

Lyon, 1894.

McCord, David J. ed., *The Statutes at Large of South Carolina*, 9 vols., vol. 7, Columbia, SC: A. S. Johnston, 1840.

Acts of Assembly, Passed in the Island of Barbados, from 1648 to 1718, London, 1721.

Acts of Assembly, Passed in the Island of Jamaica, from 1681 to 1737, Inclusive, London, 1743.

Acts of Assembly Passed in the Province of New York, from 1691 to 1725, New York, 1726.

A Collection of All the Public Acts of Assembly, of the Province of North Carolina..., Newbern, 1752.

The Public Laws of the State of South Carolina, Philadelphia, 1790.

Laws of Maryland at Large, with Proper Indexes..., Annapolis, 1765.

The Public Acts of the General Assembly of North Carolina, vol. 1 (1715-1803), Newbern: Martin & Ogden, 1804.

一次史料

Humphreys, David, *An Historical Account of the Incorporated Society for Propagation of the Gospel in Foreign Parts Containing Their Foundation, Proceedings, and the Success of Their Missionaries in the British Colonies, to the Year 1728*, London, 1730.

Knox, William, *Three Tracts Respecting the Conversion and Instruction of the Free Indians and Negroe Slaves in the Colonies, Addressed to the Venerable Society for Propagation of the Gospel in Foreign Parts in the Year 1768*, London, 1768, new ed., 1789.

Porteus, Beilby, *A Letter to the Clergy of the West-India Islands*, London, 1788.

Porteus, Beilby, *A Letter to the Governors, Legislatures, and Proprietors of Plantations, in the British West-India Islands*, London: T. Cadell and W. Davies, 1808.

英語二次文献

Bly, Antonio T., ““Read through the Bybell”: Slave Education in Early Virginia,” *Book History*, vol. 16 (2013): 1-33.

Monaghan, E. Jennifer, “Reading for the Enslaved, Writing for the Free: Reflections on Liberty and Literacy,” *Proceedings of the American Antiquarian Society*, 108-2 (1998): 309-341.

Sensbach, Jon, “African American Christianity and Religious Freedom in Early America,” Chris Beneke and Christopher S. Grenda eds., *The First Prejudice: Religious Tolerance and Intolerance in Early America*, Philadelphia: U of Pennsylvania Press, 2011.

Watson, Alan, *Slave Law in the Americas*, U of Georgia Press: Athens, Georgia, 1989.

日本語文献

G. P. ローウィック著, 西川進訳『日没から夜明けまで—アメリカ黒人奴隷制の社会史—』刀水書房, 1986年。

拙稿「18世紀前半におけるイングランド国教会と奴隷制—キリスト教徒奴隷の自由—」『イギリス哲学研究』第37号(2014年), 15-29頁。

拙稿「イギリス領アメリカ植民地における奴隷制とイングランド国教会—海外福音伝道協会年次記念大会の説教を中心に—」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第37巻第1号(2015年), 89-

103 頁。

拙稿「イギリス領アメリカ植民地における奴隷の改宗」『エクフラシスーヨーロッパ文化研究』第 6 号 (2016 年), 112-128 頁。

拙稿「イギリス領アメリカ植民地における奴隷法 (1)」『大分大学教育学部研究紀要』第 40 巻第 2 号 (2019 年), 213-225 頁。

池本幸三「イギリス領西インドの奴隷法について」『同志社アメリカ研究』12 (1976 年), 81-90 頁。

田中秀夫「アメリカ植民地の形成と独立革命ー大ブリテン史の文脈からー」『経済論叢』(京都大学) 第 186 巻第 2 号 (2013 年), 43-65 頁。

西出敬一「ジョージア植民地の創設と黒人奴隷制ー「ジェームズ・オグルソープの実験」ー」『札幌学院大学人文学紀要』第 59 号 (1996 年), 1-19 頁。

樺博行「アメリカにおける奴隷制度とその変遷ー植民地奴隷制の形成とその根拠ー」『人間学研究』(京都文教大学) 6 (2005 年), 1-11 頁。

Slave Law in British Colonial America (2)

AOYAGI, Kaori

Abstract

In the Seventeenth and Eighteenth centuries, slave acts were enacted in each British American colony. In this paper, acts for governing slaves in colonies of Virginia, Maryland, North Carolina, and New York were examined. Slaves were severely ordered and governed by the law. They could not go out of their plantation without tickets from their master or mistress. As running away was prohibited, any slaves against the law were physically punished. In case of attempting rebellion, they shall be given sentence of death. In slave law in Jamaica and South Carolina, it is declared that baptism does not alter the condition of slavery. Although some slaves were instructed in the Christian religion and converted, baptism of slaves does not exempt them from bondage. Moreover, South Carolina's slave act in 1740 prohibited anyone from teaching his slaves to write, and Georgian slave act in 1770 outlawed the teaching of slaves to write and read writing.

【 Key words 】 British Colonial America, Slave, Slave Law, Instruction, Christian